議員提出議案第１２号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和　７　年　９　月１９日　　提　出

提出者　琴浦町議会議員　金　光　　敦
賛成者　　同　　澤　田　豊　秋
　　同　　井　木　　裕
　　同　　前　田　智　章
　　同　　押　本　昌　幸
　　同　　山　本　秀　正
　　同　　川　本　善　孝

令和　７　年　　月　　日

琴浦町議会議長　　大　平　高　志

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に３５人に引き下げられました。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１．高等学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
２．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
３．自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
４．教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
５．新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和７年９月１９日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣